

昭和二十三年総理庁令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則
最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。)第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三十三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票用紙等の様式)

第三条 審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて(当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により)調製しなければならない。

3 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その一に準じて、同条第九項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4 法第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く)は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

(在外投票用の投票用紙等請求書の様式)

第四条 令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第五条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第六条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第七条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」という。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十七年八月一六日総理府令第五十六号) 抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二二日総理府令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二一日自治省令第七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年一月二四日自治省令第二十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二二日自治省令第四一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇日自治省令第一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百七十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号) 抄

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機の

を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日総務省令第六二二号) 抄

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一月二六日総務省令第一〇〇号)

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月三一日総務省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日総務省令第一三三号) 抄

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。

附則（令和五年二月一〇日総務省令第六号）抄

第二条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令

の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

別記
第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

[illegible]

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）
（第三条関係）

[illegible]

最良の西藥を調劑する爲に
在外に設ける。○ 附註
一 やむを得ず、地方に於ては、調劑料があるを以て、その氏名を省くこと。
二 必要の西藥を地方に於ては、調劑料がないを以て、同付券がないこと。

地 務 大 医 印

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

[illegible][illegible]

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三
条関係）

表
在外投票用投票用紙の様式

総務大臣印

表

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

備考
一 在外投票用紙は、利便性を図るため、
二 いずれの番号にも印字されることを表示する際には、必ずしも印字される必要はない。
三 番号等は、必ずしも印字される必要はない。

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

表 1 项目基本信息		表 2 项目基本信息及项目特征描述表									
序号	名称	单位	数量	特征描述	备注	序号	名称	单位	数量	特征描述	备注
1	土方开挖	m ³	100	土方开挖		11	土方回填	m ³	100	土方回填	
2	土方回填	m ³	100	土方回填		12	土方回填	m ³	100	土方回填	
3	土方回填	m ³	100	土方回填		13	土方回填	m ³	100	土方回填	
4	土方回填	m ³	100	土方回填		14	土方回填	m ³	100	土方回填	
5	土方回填	m ³	100	土方回填		15	土方回填	m ³	100	土方回填	
6	土方回填	m ³	100	土方回填		16	土方回填	m ³	100	土方回填	
7	土方回填	m ³	100	土方回填		17	土方回填	m ³	100	土方回填	
8	土方回填	m ³	100	土方回填		18	土方回填	m ³	100	土方回填	
9	土方回填	m ³	100	土方回填		19	土方回填	m ³	100	土方回填	
10	土方回填	m ³	100	土方回填		20	土方回填	m ³	100	土方回填	
11	土方回填	m ³	100	土方回填		21	土方回填	m ³	100	土方回填	
12	土方回填	m ³	100	土方回填		22	土方回填	m ³	100	土方回填	
13	土方回填	m ³	100	土方回填		23	土方回填	m ³	100	土方回填	
14	土方回填	m ³	100	土方回填		24	土方回填	m ³	100	土方回填	
15	土方回填	m ³	100	土方回填		25	土方回填	m ³	100	土方回填	
16	土方回填	m ³	100	土方回填		26	土方回填	m ³	100	土方回填	
17	土方回填	m ³	100	土方回填		27	土方回填	m ³	100	土方回填	
18	土方回填	m ³	100	土方回填		28	土方回填	m ³	100	土方回填	
19	土方回填	m ³	100	土方回填		29	土方回填	m ³	100	土方回填	
20	土方回填	m ³	100	土方回填		30	土方回填	m ³	100	土方回填	
21	土方回填	m ³	100	土方回填		31	土方回填	m ³	100	土方回填	
22	土方回填	m ³	100	土方回填		32	土方回填	m ³	100	土方回填	
23	土方回填	m ³	100	土方回填		33	土方回填	m ³	100	土方回填	
24	土方回填	m ³	100	土方回填		34	土方回填	m ³	100	土方回填	
25	土方回填	m ³	100	土方回填		35	土方回填	m ³	100	土方回填	
26	土方回填	m ³	100	土方回填		36	土方回填	m ³	100	土方回填	
27	土方回填	m ³	100	土方回填		37	土方回填	m ³	100	土方回填	
28	土方回填	m ³	100	土方回填		38	土方回填	m ³	100	土方回填	
29	土方回填	m ³	100	土方回填		39	土方回填	m ³	100	土方回填	
30	土方回填	m ³	100	土方回填		40	土方回填	m ³	100	土方回填	
31	土方回填	m ³	100	土方回填		41	土方回填	m ³	100	土方回填	
32	土方回填	m ³	100	土方回填		42	土方回填	m ³	100	土方回填	
33	土方回填	m ³	100	土方回填		43	土方回填	m ³	100	土方回填	
34	土方回填	m ³	100	土方回填		44	土方回填	m ³	100	土方回填	
35	土方回填	m ³	100	土方回填		45	土方回填	m ³	100	土方回填	
36	土方回填	m ³	100	土方回填		46	土方回填	m ³	100	土方回填	
37	土方回填	m ³	100	土方回填		47	土方回填	m ³	100	土方回填	

[illegible]

備考

1. 選挙に付られる候補者としてその氏名を記載した投票の用紙を提出した人は、記載漏れに際する無効訴訟を提起するものとする。
2. 選挙に付られる候補者としてその氏名を記載した投票の用紙以上の票を提出し、選挙に付られる候補者のすべてについて投票票の記載の順序の選別を受けなければ、その日の選挙の結果に有利に記入するものとする。
3. 選挙に付られる候補者のすべてについて投票票の記載の順序を受けた投票票は、その日の選挙の結果を正確に記入する上と、
4. 選挙に付られる候補者のすべてについて投票票、これらの票のすべてについて投票票の記載の順序を受けた投票票は、その日の選挙の結果を正確に記入するものとする。
5. 2の時に提出する投票の用紙は、投票管理官によって、無効に提出し、正しく記入した事項があるものと認められなければならない。その場合

[illegible]

四半別月別決算		
	事業分次表(損)	氏 名
例年、この事業分次表の記載が異なっていることを確認して、署名する。		
	事業分次表代表人	氏 名
	事業分次表代表人	氏 名
	事業分次表代表人	氏 名

備考 この形式に掲げる事項のほか、事業分次表において、事業分次表に關連する事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補綴事項を用いることができる。

[illegible]

何年何月何日開製	審査員(職)	氏	名
我々は、この審査員の記載が真実であることを確認して、署名する。	審査立会人	氏	名
	審査立会人	氏	名
	審査立会人	氏	名
	審査立会人	氏	名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査員において、審査会に関与しないと認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。